

令和6年度 精神科認定看護師更新審査 実施要項

- (1) 申請期間 令和6年12月2日(月)～令和6年12月16日(月) 必着
- (2) 対象者 下記の①または②に該当する精神科認定看護師で表1の要件を満たす者。
 - ①認定証書の有効期限が2025年3月31日までの精神科認定看護師
 - ②昨年度に更新期間延長申請が認められた精神科認定看護師
- (3) 申請書類 別記、表2を参照。

申請する活動実績ポイント数については、100点以上200点未満とする。
申請書類は、ホームページからダウンロードすること、あるいは「精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版」をコピーすること。
- (4) 提出先 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F
日本精神科看護協会 更新審査係
- (5) 審査料 会員 33,000円(税込)
- (6) 結果通知 令和7年3月18日(火)、本人へ書面による通知。
また、当協会ホームページにおいて、合格者の審査番号を公表する。
- (7) その他
 - ①申請書類の作成にあたっては、「精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版」を確認すること。
 - ②5年間の活動実績の中に「研究発表」「精神科認定看護師ブラッシュアップ研修会の受講」を含むことが望ましい。
 - ③提出前にチェックリストで申請書類を確認すること。書類に不備がある場合、受理しないことがある。
 - ④審査番号の通知文書および審査料の振込用紙は、1月中旬に様式6の結果通知先住所に発送予定である。
 - ⑤令和元年度から資格の登録期間中は入会が必須となっているので、登録期間中は会費を必ず納入すること。
 - ⑥令和2年度特例措置として、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年1月から令和3年3月の間に認定制度に定められた活動を行うことができず、活動実績ポイントが不足した場合は、下記の期間内に更新期間延長申請を行うことができる。
※申請期間：令和7年1月6日(月)～1月24日(金)

表1 更新申請の要件

<p>(1) 認定期間の看護実務時間が 2,000 時間以上、なおかつ様式 8-1 によって計算した活動実績ポイントが 100 点以上である者。</p> <p>(2) 臨床で実務を行っている者。申請者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を実践する場を1か月に 28 時間以上(週 7 時間程度)もち、それを証明すること。</p>
--

表2 申請書類

申請書類の名称		注意事項
様式5	臨床能力評価表	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックにある様式を使用すること。 ・更新申請年度の10～12月に記載。上司が記載した後、厳封すること。
様式6	精神科認定看護師認定更新申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックにある様式を使用すること。
様式7	勤務状況証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックにある様式を使用すること。 ・上司が記載した後、厳封すること。 ・退職等で所属施設が変更になった場合は、施設毎に提出すること。 ・なお、異動や退職等ですでに記載をしている場合は、その当時の様式で差しつかえない。
様式8-1	5年間の活動実績ポイント換算表	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックにある様式に記載をする。 ・記入方法などの詳細は、ガイドブックを参照すること。
様式8-2	院内活動に関する活動実績	
様式8-3	研修会に関する活動実績	
様式8-4	学会に関する活動実績	
様式8-5	執筆に関する活動実績	
様式8-6	社会貢献に関する活動実績	
様式8-7	その他に関する活動実績	
	証明書類添付用紙	

【注1】表中の「ガイドブック」は、「精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版」を指す。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当 TEL：03-5796-7033